



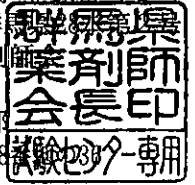
浄水水質検査結果書

No. 22-WA-1301

令和 4 年 5 月 17 日

神流町長 田村 利男 様
 令和 4 年 5 月 12 日 にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
 建築物飲料水水質検査業 群馬県第8号
 一般社団法人 群馬県薬剤師会
 (環境衛生試験センター)
 会長 田尻 耕太郎
 群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地 2307-専用



水道名称	麻生浄水場				
水源名称					
採水場所	大寄公園				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 4 年 5 月 12 日 9 時 00 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 高橋 直希		
天候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温(°C)	19.0	水温(°C)	16.0
				遊離残留塩素(mg/L)	0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
塩化物イオン	1.5 mg/L	200mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/L	3mg/L以下			
pH値	8.1	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.7 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和4年5月12日 ~ 令和4年5月16日	検査責任者	水質検査部門管理者 小板橋 利恵子
------	-----------------------	-------	-------------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

令和4年 5月 17日

神流町長 田村 利男 様
令和4年 5月 12日 にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県第1号
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番1号

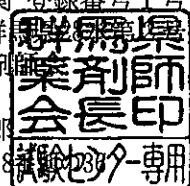


Table with 4 columns: 水道名称 (万場第2浄水場), 水源名称, 採水場所 (神流町役場), 水道種別 (簡易水道), 採水日時 (令和4年 5月 12日 10時 15分), 原水・浄水 (浄水), 採水者名 (産業建設課 高橋 直希), 天候 (前日) 晴 (当日) 晴, 気温 (°C) 22.0 水温 (°C) 19.0 遊離残留塩素 (mg/L) 0.40, 検査方法 (平成15年厚生労働省告示第261号)

Main inspection results table with 6 columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準. Includes rows for 一般細菌, 大腸菌, 塩化物イオン, 有機物, pH値, 味, 臭気, 色度, 濁度, and a blank row for 以下余白.

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

Summary row: 検査期間 (令和4年5月12日 ~ 令和4年5月16日), 検査責任者 (水質検査部門管理者 小板橋 利恵子)

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 22-WA-1303

令和 4 年 5 月 17 日

神流町長 田村 利男 様
令和 4 年 5 月 12 日 にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地

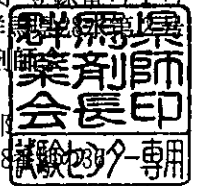


Table with inspection details: 水道名称 (万場第1浄水場), 水源名称, 採水場所 (塩沢公衆トイレ), 水道種別 (簡易水道), 採水日時 (令和4年5月12日 9時20分), 採水者名 (産業建設課 高橋 直希), 気温 (25.0°C), 水温 (16.0°C), 遊離残留塩素 (0.10 mg/L).

Main inspection results table with columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準. Rows include: 一般細菌 (0 CFU/mL), 大腸菌 (陰性), 塩化物イオン (1.5 mg/L), 有機物 (0.4 mg/L), pH値 (7.8), 味 (異常ではない), 臭気 (異常ではない), 色度 (0.7 度), 濁度 (0.1未満 度).

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間 令和4年5月12日 ~ 令和4年5月16日 検査責任者 水質検査部門管理者 小板橋 利恵子

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



JWWA-GLP116
水質GLP認定

浄水水質検査結果書

No. 22-WA-1304

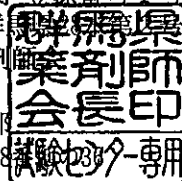
令和4年5月17日

神流町長 田村 利男

様

令和4年5月12日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	小平浄水場				
水源名称					
採水場所	小平集会所				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年5月12日 9時30分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 高橋 直希		
天候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (°C)	23.0	水温 (°C)	17.0 遊離残留塩素 (mg/L) 0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
塩化物イオン	1.3 mg/L	200mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.6	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5 度	5度以下			
濁度	0.2 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和4年5月12日 ~ 令和4年5月16日	検査責任者	水質検査部門管理者 小板橋 利恵子
------	-----------------------	-------	-------------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 22-WA-1306

令和 4 年 5 月 17 日

神流町長 田村 利男 様

水道法第20条登録検査機関 登録番号 1号

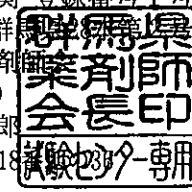
建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会

一般社団法人 群馬県薬剤師会

(環境衛生試験センター)

会長 田尻 耕太郎

群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



令和 4 年 5 月 12 日 にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道名称	船子浄水場				
水源名称					
採水場所	船子集会所東				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 4 年 5 月 12 日 10 時 00 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 高橋 直希		
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (°C)	20.0	水温 (°C)	16.0 遊離残留塩素 (mg/L) 0.20
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
塩化物イオン	1.1 mg/L	200mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.2	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5未満 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和4年5月12日 ~ 令和4年5月16日	検査責任者	水質検査部門管理者 小板橋 利恵子
------	-----------------------	-------	-------------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 22-WA-1307

令和 4 年 5 月 17 日

神流町長 田村 利男 様

令和 4 年 5 月 12 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



Table with 6 columns: 水道名称, 水源名称, 採水場所, 水道種別, 採水日時, 採水者名, 原水・浄水, 天候, 気温, 水温, 遊離残留塩素, 検査方法

Main inspection results table with 6 columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

Summary table with 4 columns: 検査期間, 検査責任者, 水質検査部門管理者

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

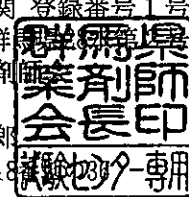
No. 22-WA-1308

令和 4 年 5 月 17 日

神流町長 田村 利男 様

令和 4 年 5 月 12 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲用水水質検査業 群馬県
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	白水浄水場							
水源名称								
採水場所	基幹集落センター							
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年5月12日 9時10分					
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 斎藤 清一					
天候	(前日) 晴	(当日) 晴	気温(℃)	19.0	水温(℃)	15.0	遊離残留塩素(mg/L)	0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号							

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
濁度	0.1未満	度	2度以下		
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和4年5月12日 ~ 令和4年5月16日	検査責任者	水質検査部門管理者 小坂橋 利恵子
------	-----------------------	-------	-------------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



JWWA-GLP116
水質GLP認定

浄水水質検査結果書

No. 22-WA-1310

令和 4 年 5 月 17 日

神流町長 田村 利男 様
令和 4 年 5 月 12 日 にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群
一般社団法人 群馬県薬剤師
(環境衛生試験センター) 会
会長 田尻 耕太郎 朝
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地 233-2 朝

水道名称	平原浄水場				
水源名称					
採水場所	恐竜センター				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 4 年 5 月 12 日 9 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 齋藤 清一		
天候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (°C)	20.0	水温 (°C)	17.0 遊離残留塩素 (mg/L) 0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
塩化物イオン	1.3 mg/L	200mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.7	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.7 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
- 以下余白 -					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和4年5月12日 ~ 令和4年5月16日	検査責任者	水質検査部門管理者 小板橋 利恵子
------	-----------------------	-------	-------------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



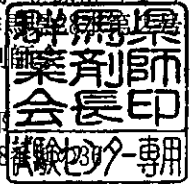
浄水水質検査結果書

No. 22-WA-1311

令和 4 年 5 月 17 日

神流町長 田村 利男 様
令和 4 年 5 月 12 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18-230



水道名称	間物浄水場					
水源名称						
採水場所	瀬林公衆トイレ					
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 4 年 5 月 12 日 10 時 00 分			
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 齋藤 清一			
天候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (°C)	20.0	水温 (°C)	17.0 遊離残留塩素 (mg/L)	0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号					

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
塩化物イオン	0.8 mg/L	200mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.7	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.6 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
- 以下余白 -					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和4年5月12日 ~ 令和4年5月16日	検査責任者	水質検査部門管理者 小坂橋 利恵子
------	-----------------------	-------	-------------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 22-WA-1312

令和 4 年 5 月 17 日

神流町長 田村 利男 様
令和 4 年 5 月 12 日 にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地

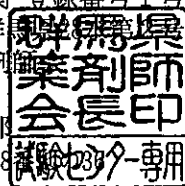


Table with 6 columns: 水道名称, 水源名称, 採水場所, 水道種別, 採水日時, 採水者名, 原水・浄水, 天候, 気温, 水温, 遊離残留塩素, 検査方法

Table with 6 columns: 検査項目, 検査結果, 水質基準, 検査項目, 検査結果, 水質基準

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

Table with 4 columns: 検査期間, 令和4年5月12日 ~ 令和4年5月16日, 検査責任者, 水質検査部門管理者 小坂橋 利恵子

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



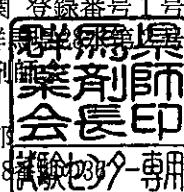
浄水水質検査結果書

令和 4 年 5 月 17 日

神流町長 田村 利男 様

令和 4 年 5 月 12 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号1号
建築物飲料水水質検査業 群馬県薬剤師会
一般社団法人 群馬県薬剤師会
(環境衛生試験センター)
会長 田 尻 耕太郎
群馬県前橋市西片貝町五丁目18番地



水道名称	八倉浄水場				
水源名称					
採水場所	平原1404宅				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和4年5月12日 11時10分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 斎藤 清一		
天候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温(°C)	23.0	水温(°C)	15.0
		遊離残留塩素(mg/L)	0.10		
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
塩化物イオン	1.3 mg/L	200mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.7	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	1.5 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和4年5月12日 ~ 令和4年5月16日	検査責任者	水質検査部門管理者 小板橋 利恵子
------	-----------------------	-------	-------------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準値

水道法の水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)
 検査方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)

最終改正:令和2年3月25日厚生労働省令第38号(令和2年4月1日施行)
 最終改正:令和2年3月25日厚生労働省告示第95号(令和2年4月1日施行)

水質基準項目	水質基準値	検査方法	報告下限値
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法 別表第1	—
2 大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法 別表第2	—
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.0003 mg/L
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法 別表第7	0.00005 mg/L
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.001 mg/L
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.001 mg/L
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.001 mg/L
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.002 mg/L
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン) 別表第13	0.004 mg/L
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	IC-PC法 別表第12	0.001 mg/L
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン) 別表第13	0.1 mg/L
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン) 別表第13	0.05 mg/L
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.1 mg/L
14 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	HS-GC-MS法 別表第15	0.0002 mg/L
15 1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	HS-GC-MS法 別表第15	0.005 mg/L
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	HS-GC-MS法 別表第15	0.002 mg/L
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	HS-GC-MS法 別表第15	0.001 mg/L
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法 別表第15	0.001 mg/L
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法 別表第15	0.001 mg/L
20 ベンゼン	0.01 mg/L以下	HS-GC-MS法 別表第15	0.001 mg/L
21 塩素酸	0.6 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン) 別表第13	0.06 mg/L
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法 別表第17	0.002 mg/L
23 クロロホルム	0.06 mg/L以下	HS-GC-MS法 別表第15	0.001 mg/L
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法 別表第17	0.002 mg/L
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	HS-GC-MS法 別表第15	0.001 mg/L
26 臭素酸	0.01 mg/L以下	IC-PC法 別表第18	0.001 mg/L
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法	0.001 mg/L
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法 別表第17	0.002 mg/L
29 プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	HS-GC-MS法 別表第15	0.001 mg/L
30 プロモホルム	0.09 mg/L以下	HS-GC-MS法 別表第15	0.001 mg/L
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法 別表第19	0.008 mg/L
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.01 mg/L
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.02 mg/L
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.03 mg/L
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.01 mg/L
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.1 mg/L
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.005 mg/L
38 塩化物イオン	200 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン) 別表第13	0.2 mg/L
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	1 mg/L
40 蒸発残留物	500 mg/L以下	重量法 別表第23	1 mg/L
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	固相抽出-HPLC法 別表第24	0.02 mg/L
42 (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法 別表第25	0.000001 mg/L
43 1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法 別表第25	0.000001 mg/L
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	固相抽出-吸光光度法 別表第28	0.005 mg/L
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 別表第29	0.0005 mg/L
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	全有機炭素計測定法 別表第30	0.2 mg/L
47 pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 別表第31	—
48 味	異常でないこと	官能法 別表第33	—
49 臭気	異常でないこと	官能法 別表第34	—
50 色度	5度以下	透過光測定法 別表第36	0.5 度
51 濁度	2度以下	積分球式光電光度法 別表第41	0.1 度